

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び小児医療センター建設課」を削り、同条第三項を削る。

第三条の表を次のように改める。

課	局長	契約局長	技術評価幹	課長
	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入札資格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された建設工事にかかる総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三条第二項の表を次のように改める。

局	局付	参事	副参事	職務
	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	職務

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	担当名	局及び		課		課					
			査員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	
			副室長	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、課の特定事項に従事する。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他に指定された事項について、技術幹を助け、職員の担任する事務を掌理する。</p>
			主席工 事検査 員	主任工 事検査 員	査員	副主 席工 事検査 員	主査	課付	技術幹	副技術 幹	副課長	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>

がんセンター	循環器・呼吸器病センター						名
血液内科	業務部	事務局 管理部	地域医療連携室	医療安全管理室	看護部	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部	
新館等準備担当	用度担当	医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当		

<p>小児医療センター</p>			<p>臨床腫瘍研究所</p>
	<p>事務局</p>	<p>図書館</p>	<p>総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリテーション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 麻酔科 病理診断科 歯科</p>
	<p>業務部</p>	<p>管理部</p>	<p>総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>

第九条第二項の表を次のように改める。

組織	病院	職	職務
精神保健指導 幹	副室長	主幹	医長
<p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>
主査	医員		<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う</p>		

	<p>医療安全管理室</p> <p>事務局 管理業 務部</p>	<p>総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当</p>
--	------------------------------------------	-------------------------------------------------------

						循環器・呼吸器病センター	がんセンター	小児医療センター 岩槻診療所	部（事務局の部を除く。）及び所
						感染症対策部長	通院治療部長	岩槻診療所長	主席技師長
						上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、岩槻診療所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。
						上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。
						上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。

								科及び所	
館 図書				所 研究 腫瘍 臨床					
	主査	主幹	専門研究員	主任研究員	主幹	主席主幹	副部長	部長	看護師長
	その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。